

《正 誤 表》

土地家屋調査士

合格データベース【第11版】解説③

上記テキストにおきまして下記の箇所には誤りがあります。
ご購入いただきました皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、以下のように訂正していただきますようお願い申し上げます。

* 下線部分が訂正箇所です。

頁	訂正箇所	誤
131	【法10条】登録の拒否の上から八行目	二 <u>身体又は精神の衰弱</u> により調査士の業務を行うことができないとき。
		正
		二 <u>心身の故障</u> により調査士の業務を行うことができないとき。
137	G-4 第42問の上から一行目	誤
		正 <u>成年被後見人は、欠格者となる。必要的取消事由に該当するので、登録が必ず取消しされる（法5条2号、15条1項4号）。</u>
		正
		誤 <u>成年被後見人は、欠格者ではない。必要的取消事由に該当せず、登録が必ず取消しされるわけではない（法5条、15条1項4号）。</u>
156	G-5 第76問の上から一行目	誤
		<u>調査士が保佐開始の審判を受けた場合には、欠格事由（法5条2号）に該当するので、調査士会を経由して、調査士会連合会に、その旨を届け出なければならないが（法15条2項）、法務局又は地方法務局の長へ届出義務はない。</u>
		正
		<u>調査士が保佐開始の審判を受けた場合であっても、法務局又は地方法務局の長へ届出義務はない。</u>